

成績不服申立に関するガイドライン

〔平成21年7月21日〕
制 定

- 1 成績不服申立制度については、このガイドラインの定めるところによる。
- 2 学生は該当学期の成績評価に疑問がある場合、成績通知書交付日より1週間以内に科目担当教員に直接疑問点を申し出る。なお、科目担当教員に直接申し出る事ができない場合は「成績評価確認願」を事務部（共通教育等科目は学生部教務課、専門科目は各学部事務部学務担当以下同様）に提出する。事務部は「成績確認願」を受理した場合は、速やかに科目担当教員に送付する。
- 3 科目担当教員は学生の「成績評価に関する疑問点」の申し出又は「成績評価確認願」受理後3日以内に回答を学生に行うと共に、成績訂正がある場合は事務部に申し出る。
- 4 学生は科目担当教員の回答に不服がある場合、成績通知書交付日より12日以内に、専門科目は学部長（学科長可）、共通教育科目等については大学教育センター長に「成績評価不服申立書」を提出する。
- 5 学部長等は「成績評価不服申立書」に対し速やかに学部教育委員会等で審査し結論を得ると共に、学生、科目担当教員及び事務部に通知する。
- 6 成績通知書交付日については学年暦によるが、9月及び3月卒業対象者並びに16単位未満除籍対象者等の場合には、各学部等で定めることができる。
- 7 実施に関して必要な事項については、特に必要と認めたときは各学部等で定めることができる。